

議案第十七号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千五百円」を「千五百円以内」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 各室使用料

大ホール	一日	七千円以内
和室	一日	三千円以内

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。